

「市区町村における在宅支援等の強化を図るための支援方策（ガイドライン）」 に関する構成員の主な意見（第1回～第5回）

区 分	主 な 意 見
<p>市区町村が虐待対応の具一体的な支援業務（要支援児童等の情報提供、児童相談所からの委託を受けての通所・在宅による指導措置等）を適切に行うために必要な支援方策（ガイドライン）や専門人材の養成及び確保方策</p>	<p><第1回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要対協の調整機関に、児童相談所からの送致や、通所・在宅支援の委託、要支援児童の情報提供などにより、様々なケースが集約される一方、そのケースやリスクについての「るつぼ」と化してしまうところや、周囲からの万能感のような部分での調整機関としての負担感が危惧される。 ・ 要対協の調整機関には、ケースワークとして児童相談業務の専門性を高めることが必要。そのケースワークは、児童相談所、学校、警察などの様々な社会資源と家族との相互作用を受けて、どのように家族が自己変容していくのかの把握が必要。 ・ 市区町村が在宅支援機能を主に担い、児童相談所が分離保護機能を主に担う中で、市区町村の在宅支援こそが専門的な知識や技術を必要とし、2つの機能を持つ児童相談所と市区町村が一体的に機能して総合的な支援がなされることが重要。 ・ 市区町村と児童相談所の役割分担が強調・先行されすぎるとまずい点もあると考える。要対協の枠組みで他の機関も含めて、協働やケース共有、シェアするという視点・考え方が重要。 ・ 市区町村はいろいろ規模、力量があるため、それに応じて、今の段階で市区町村と児童相談所でどのレベルまで行うかを話し合っていくことが重要。それを受理から調査アセスメント、支援、進行管理、終結に至るまで、その段階ごとに細かく取り決めていくことが必要。 ・ 地域資源を最大限活用していくときのコーディネーターの力が大きく支援に作用するため、特に市町村で本格的なきめ細かな支援に取り組んでいくには、包括的な支援をコーディネートできるコーディネーターをどのように育成していくかがポイント。 ・ 児童相談所と市町村の役割は自ずと違うため、市町村はより身近な存在となつて、具体的な支援をしていくことを掘り下げる必要があり、どこの機関が専門性を持ちながら行うかが、市町村に課せられていると考える。 ・ 委託と事案の送致では、前の組織が作った見立てをそのまま受け継ぐのではなく、ケースの状況が変わるため、行政処分の効果や、現場での対応などもしっかり詰めておくことが必要。 ・ 地方では、児童相談所が近くに設置されていないため、連携が難しい。市町村窓口や関係機関が前面に立つと、

区 分	主 な 意 見
	<p>その後の支援がやりづらくなるため、児童相談所が前面に立って、そのもとで市町村が動けるような仕組みができていけば、市町村も動きやすい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 措置決定のプロセスにおいて、市町村が見てきている現実が、児童相談所に伝わらなくなっている。本来であれば保護しなければいけなかった子どもたちがこぼれていっているということがあるため、しっかりと調査をするべき。 措置解除後の在宅養育支援ネットワークが必要。市区町村は児童相談所から書類を受ける前から、在宅養育に向けてのプランニングをしていかなければいけない。そのプランニングはどこが責任を持ってやっていくのか、その際に子どもを保護していた施設の情報はどのようにそのプランニングに活かされていくのかということも重要。
	<p><第2回></p> <ul style="list-style-type: none"> どの程度を要支援児童というのかが難しい。市町村毎に異なるため、大まかな指標が必要。 一般と要支援の境目、要支援と要保護の境目をどう示すかによって、市町村の対象ケース、業務量が変わってくる。 要支援の段階で3段階くらいに分けて支援を行うようにした方が良い。 児童相談所が枠組みをつくって、支援そのものは市町村が行うという構造の中で、どのように具体的にやっていくのかの整理が必要。 多くの人が集まる利用拠点に携わる人は、虐待の理解や地域の中の子育て相談サービスの構造を理解しておく必要があり、研修が必要。 在宅での通所指導などが、児童相談所から市区町村に委託をされてくる中で、10代後半の非行児童への在宅支援については、市町村として未知の領域であり、対応等を示すことが必要。 専門性を持つ職員の確保が難しくなっている。募集をかけても都市部には集まる傾向があり、市町村には集まらず担い手がいない。 狭い市町村というのは、広域で対応していくことを検討しなければならない。 助言者の講師の予算を確保し、専門性を担保することで、子ども家庭支援センターが成熟し、それから一緒に関わる子どもに関連するネットワークの関係機関がスキルアップしていくと考えている。

区 分	主 な 意 見
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家の助言を必ず入れ、定点でも、長期的にもケースを評価できるという体制を持たせていくことで、専門性を担保できる。 ・ 専門職の確保の困難さが大きな課題。 <p><第4回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「市町村児童家庭相談援助指針」ではなく、「市町村子ども家庭支援指針」とすべき。 ・ 国及び県が、市町村を強化するためにどういった支援をできるのかということも議論する必要があるのではないか。 ・ 都道府県と市町村の役割分担・連携の基本的考え方の中に、都道府県からの支援や児童相談所のバックアップを含めて、指針に記載しても良いのか。また、それは効力があるのか。 ・ 子どもの権利擁護機関（児童福祉審議会）への申し立てができるようになったが、児童相談所との関わりが非常に重要となる。 ・ ここで抜き出したことだけをやれば良いものではないため、援助指針を見ながら改訂をしていったほうが早いのではないか。援助指針をしっかりと検討することが必要。